

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年12月8日（平成29年（行情）諮問第479号）

答申日：平成30年3月7日（平成29年度（行情）答申第509号）

事件名：特定年度に特定市において発生した高校生の死亡事件報告書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「児童生徒課に対する開示請求 平成27年度において特定市において発生した高校生の死亡事件報告書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月22日付け27受文科初第4381号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

法5条1号及び6号に該当しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書は、「児童生徒課に対する開示請求 平成27年度において特定市において発生した高校生の死亡事件報告書」（本件対象文書）である。

本件対象文書の一部につき、法5条1号及び6号に基づき不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

#### 2 不開示情報該当性について

##### （1）法5条1号該当性

本件対象文書には、生徒等の氏名、学年、学校名等に関する情報が記載されているところであるが、これらについては、次に掲げる理由から法5条1号に該当する。

すなわち、本件対象文書には、当該生徒等の氏名、学年のほか、住所、

電話番号，FAX番号，学校名，学校の所在地等学校の特定につながる情報等が記載されているものであり，これらは全体として当該生徒等を識別することができるものである。

したがって，本件対象文書の不開示部分に記載されている情報は，いずれも法5条1号本文所定の情報に該当するというべきである。

## (2) 法5条6号該当性

本件対象文書には，教育委員会担当課の電話番号等が記載されているところであるが，これらについては，次に掲げる理由から法5条6号本文に該当する。

すなわち，教育委員会担当課の電話番号等については，公にされておらず，仮に公にした場合，いたずらや偽計等に使用されるおそれがあるため，「その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある。

したがって，本件対象文書の不開示部分に記載されている教育委員会担当課の電話番号等は，いずれも法5条6号本文所定の情報に該当するというべきである。

## 3 原処分にあつたの考え方について

文部科学省においては，本件対象文書の不開示部分に記載されている情報は，いずれも法5条1号本文及び6号所定の情報に該当するため，原処分の決定を行ったところであり，審査請求人の請求は理由がない。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年12月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月15日 審議
- ④ 同年2月13日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月5日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，処分庁は，その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して，審査請求人は，原処分の取消しを求めているが，諮問庁は，原処分は妥当であるとしていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

- (1) 諮問庁は，本件対象文書の不開示理由について，理由説明書（上記第3）において以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書のうち、生徒等の氏名、学年、住所、電話番号、FAX番号、学校名、学校の所在地等学校の特定につながる情報等は、全体として当該生徒等を識別することができるものであるので、法5条1号に該当する。

イ 本件対象文書のうち、教育委員会担当課の電話番号等は、公にされていない情報であり、これらが公となった場合、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあるため、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

ア 本件対象文書の不開示部分には、①生徒等の氏名、学年、住所、電話番号、FAX番号、学校名及び学校の所在地等並びに②教育委員会担当者の氏名及び連絡先等の記載が認められる。

イ 上記①は、いずれも生徒等に関する情報であるので、一体として各々の生徒等に係る法5条1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、生徒等の氏名、学年、住所、電話番号及びFAX番号は、一体として個人識別部分であることから部分開示の余地はない。また、その余の学校名及び学校の所在地等については、公にすることにより、生徒等の友人や知人といった一定範囲の者には生徒等の特定が可能となることは否定し難く、それらの者に事件の詳細な経緯等が明らかとなって、当該生徒等の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記②は、教育委員会担当課の電話番号等であることが認められ、これらが公となった場合、いたずらや偽計等に使用され、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記(1)イの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司